

**平成 30 年度第 1 回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための  
手段の利用促進条例部会**

会 議 名：平成 30 年度第 1 回（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のた  
めの手段の利用促進条例部会

日 時：平成 31 年 1 月 25 日 18 時 00 分～20 時 20 分

場 所：ささゆり園 プレイルーム

出 席 者：平成 30 年度（仮称）箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手  
段の利用促進条例部会の部会員 9 名、事務局 2 名

傍 聴 者：7 名

協議内容：下記のとおり

**冒頭**

- ・ 配付資料の確認
- ・ 障害福祉室長より挨拶
- ・ 部会員自己紹介

**案件**

**【案件1】部会の進め方について**

- ◆資料1-1、1-2について事務局から説明。
- ◆以下のとおり意見があった。
  - 部会の進め方が変わった理由をご説明いただきたい。  
⇒（事務局）平成29年度の条例部会では、事務局が議題を提示し事務局が示した案についてご意見をいただいた。その結果、部会全体での議論になりづらかったため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下、「障推協」と言う。）にお諮りし、このような進め方になった。
  - 昨年とは異なり、議論の期限がないということだが、一定の目途がないといつまでも議論するということにならないか。  
⇒（事務局）当事者のかたにご納得いただけるよう、期限を設けずご議論いただきたいと考える。

- ◆部会長の役割について事務局から説明。
- ◆部会長について新居部会員を座長が指名している旨を事務局から報告。
- ◆以下のとおり意見があった。
  - 新居部会長について賛成である。

- 部会で決定した内容は親会に報告することになっていると思うが、報告した内容が親会で覆されることはあるか。

⇒（事務局）親会に部会の決定を覆す権限があるかについては明確に定まっていはいない。

⇒（部会長）部会を進行しながら、同時並行で決めてもらいたい。

### 【案件2・案件3】 前回までの振り返りについて、次回の案件について

◆資料2について事務局から説明。

◆以下のとおり意見があった。

- 資料2の内容について「条例案の章立てにより1本立てで承認」という表現は不正確なので「1本立ての方向で進行」に変更していただきたい。
- 手話言語条例は手話は言語であるということを明記する、言語として選択する権利を確立する、手話言語を発展させるという目的があるため、コミュニケーション促進条例とは異なる。手話言語条例とコミュニケーション促進条例とを分けて制定すべきと考える。
- まずは1本立てか2本立てかという議論をすべきというご意見もあるが、現在も課題として残っている協議会の設置については、1本立て2本立てを決めたら解決するのかというところもあるのではないか。
- 今この場で条例の1本立て、2本立ての結論は出せない。既に条例を制定している自治体、現在制定中の自治体に情報収集を行い、1本立てが良いのか、2本立てが良いのかを研究すべきではないか。

⇒次回の議題は、1本立てにした自治体、2本立てにした自治体の条例などを比較し、1本立て・2本立ての議論を行うこととなった。

- 条例比較の資料は、パワーポイントなどで全員で見られる形にしていいただきたい。
- 他自治体に調査をする場合は、その自治体の聴力障害者協会のかたにもご意見を伺っていただきたい。
- 資料の発送については、部会の1週間前までには送付いただきたい。

### 【まとめ】

◆今回の振り返りについて

- 次回は先行して条例を制定した自治体、現在検討中の自治体の情報をもとに、1本立て・2本立ての議論する。
- 事務局は他自治体に聞き取りを行うなど、比較を行うための材料を集める。
- 比較資料については、パワーポイントなど全員で同時に共有できる方法で準備する。

◆次回の開催について

- 次回は4月中旬からゴールデンウィーク前に開催する。
- 日程調整は3月中旬に行う。

以上